

事務所通信 パクチャー

2024年2月号

税理士法人PLUS 1

〒542-0081

大阪市中央区南船場 1-16-10 大阪岡本ビル5階

電話：06-6264-6135 FAX：06-6264-6136



ほろ酔い気分で新年のあいさつをしたばかりだと思っていたら、もう2月。昔から「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」といわれます。とはいえ、逃げ足の速い2月を追いかけるように時を過ごせば気持ちが焦るばかりです。改めて時間の大切さを全身で感じながら、ゆったりと構えて暖かい春を待ちたいものですね。

知っどこ! 「税」の マメ知識

今月のマメ知識：【相続登記が義務化されます】

2024年4月1日から相続登記が義務化されます。登記簿を見ても所有者が不明な土地が全国に多数あり、周辺の環境悪化や公共工事が阻害されるなどの社会問題を解決するために義務化されることになりました。



これにより相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務となりました。正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。また2024年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象となるので要注意です。相続人の間で遺産分割の話し合いが難しい場合には「相続人申告登記」という簡易な手続きを法務局で行い、義務を果たすこともできます。さらに「遠くに住んでいて利用する予定がない」などの場合

は、相続により取得した土地を手放して国に引き渡すことができる「相続土地国庫帰属制度」というものもあります。相続税の申告が必要ない人でも、不動産を相続した場合は必ず相続登記を行いましょう。

交際費と福利厚生費・会議費の違いについて

年末年始の忘年会・新年会で社内外の方と飲食をする機会も多いと思います。現在社外の取引先と行う飲食で1人当たりの飲食費が5,000円以下の場合には交際費に該当しませんが、2024年4月1日以降の飲食については1人当たり10,000円以下まで緩和されました。中小企業の場合、年間800万円を超える交際費は税務上の経費にできないため、多額の交際費支出は納税額が増加する要因になります。交際費と聞くと社外の取引先と行く飲食のみが該当すると思われがちですが、「特定の社内の従業員との飲食」「取引先への贈答品」も交際費に該当します。交際費と混同しがちな福利厚生費は、社内の従業員に対し概ね一律に供与される費用をいい、「社内レクリエーション」「就業規則等に従って支給される結婚・出産祝い金」「慰安旅行」などが該当します。

会議費は「打ち合わせ時の弁当・飲み物代」「取引先と会食(5,000円以下/1人)」が該当します。

領収書があれば会社の経費にできるとお考えかもしれませんが、交際費は「取引先との関係円滑化」、福利厚生費は「従業員の慰安」を目的として支出したものである必要があり、単なる私的な支出の場合は、役員・従業員への給与に該当し、会社・個人の納税額が増加することも考えられます。また、現金支出のみが問題となるわけではなく、社宅の補助など間接的なものも個人の課税対象になることがあります。注意が必要です。(詳細は裏面)

今月の いろいろ 「掲示板」

現物給与について

(表面より)役員・従業員への現金支給のみが給与になるのではなく、「一部の従業員のみで行う飲食や旅行」

「社宅の全額補助」「過度な食事の補助」も個人の給与と認定される場合があります。役員の場合、毎月同額の給与以外は会社の経費として認められないため、現物給与と認定されると会社・個人の両方で納税額が増加することになります。

国税庁HPより①『食事の金額－負担金額』が1か月あたり3,500円以下②食事の金額の半分以上を負担していれば給与として課税されません。

『利益が出そうだから経費をたくさん作ろう』ではなく、『何のための支出なのか』『福利厚生費として問題のない範囲なのか』を一度考えていただくと良いと思います。会社の大きさを問わず、税務調査などで問題となりがちな項目ですので、不安な点やわからない点があれば各担当者へご相談ください。

振り向けば あそこにも ここにも 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【時間の重要性を改めて考えよう】

時間に対する考え方や習慣と年収の関係を調べた調査結果があります。年収400万円台の人たちと1500万円以上の人たちに「人生の目的や目標を常に意識している」「仕事の目的や意味を常に考えている」「やりたいことリストを作っている」などの質問をしたところ、どの設問に対しても「○」と答えた率が高かったのは年収1500万円以上の人たちでした。つまり年収の差を生む要因のひとつは

「時間」に対する考え方で「時間」の意識が高い人ほど、成功の確率が上がるのかもしれませんが。際限なく増やしたり貯めたりできて、しかも貸し借りまでできるお金に対して、増やすことも貯めることも貸し借りもできず、一度失うと二度と取り戻せない時間のほうがはるかに大切な資源だというのは、商売をしている人なら常々感じていることでしょう。しかし「多くの経営者は、その時間の大半を“昨日”の諸問題に費やしている」(ピーター・ドラッカー)。

これが現実かもしれません。西洋のことわざは「時は“金”なり」ですが、商売上手で知られる華僑の人たちは「時は“命”なり」というそうです。これは相手の時間に対しても同じでしょう。例えば商談のために1時間作ってもらうのであれば、商談相手の命の中の1時間分を分けてもらっていると考えるのです。商談に15分遅れたら相手の命を15分間ムダにしたこと

になります。何の準備もなしに商談をしたら、相手の命はもちろん自分の命も無駄遣いです。改めて時間の重要性に意識を向けてみたいですね。濃密で意義のある時間を過ごせるかどうかは、商売の成功と共に豊かな人生のためのテーマではないでしょうか。



李です。本格的な鉄道好きではありませんが、鉄道の旅が大好きで、最近よく東日本方面へ出かけております。東日本は圧倒的にうどんよりそばの文化圏です。駅そばを食すのも鉄道旅のお楽しみです。年末年始に行った新潟、長野、山梨県で2回駅そばを食べました。どちらも関西とは違う強めの鰹出汁と醤油風味ながら、寒いホームで食べる味はまた格別です。今回、長野県塩尻駅の日本一狭い駅そば屋へも立ち寄りました。ホームから改札口に向かって階段を上がると幅50cmほどの細い引き戸があり、入口から中に入れば大人2人がやっと立って食べられるほどしかない狭いスペースがあります。そば屋さんのスタッフさんも何故か2人です(笑)よく観察すると改札を出て直ぐにある待合スペースから、そばを注文して食べる事ができ「そば処 桔梗」と、立派なのれんがかかっていたので、そちらが正面かも知れませぬ。今回はせっかくなので野沢菜そばをチョイスしてみました。